

広域的地域活性化基盤整備計画

みうら はんとう ちいき 三浦半島地域【第5回変更】

かながわ けん 神奈川県

関係市町村(よこすか し かまくらし ずし し みうらし はやま まち
横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)

平成24年 3月

注)・「関係市町村」欄には、広域的地域自立・活性化法第5条第5項の規定による意見聴取が必要な市町村をすべて記載すること。
・様式は、A4長辺側を、2箇所ホチキス留めすること。

目次

○ 広域的地域活性化基盤整備計画の目標および計画期間	1
○ 拠点施設	2
○ 広域的地域活性化基盤整備計画の整備方針と基本的な方針等との整合性	6
○ 交付対象事業等一覧	7
○ 拠点施設・重点地区	8
○ 整備方針概要図	9

拠点施設

施設名	古都・鎌倉	所在地	神奈川県鎌倉市雪ノ下 ほか
設置主体	民間	管理・運営主体	民間
設置(予定)年月		拠点施設の区分	教養文化施設(法第二条第2項第三号)
広域的特定活動の区分	文化的資産の展示(法第二条第1項第一号口)	拠点施設の整備の有無	有 ・ <input type="radio"/> 無
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<p><概要及び整備計画></p> <p>鎌倉は、武家がはじめてつくった政権都市であり、歴史的文化遺産が現在も多く残っている。武家がつくった政権都市は鎌倉と江戸の二つであるが、近代都市となった江戸は震災や戦災により大きく姿を変えたため、武家の文化を伝える政権都市の遺産は鎌倉だけであり、貴重な歴史的遺産である。</p> <p><拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性></p> <p>鎌倉の豊かな歴史的文化遺産を後世に伝えるため、世界遺産登録を実現し活用を図ることで、三浦半島内外や首都圏との一層の交流が促進されることから、交流を支える交通基盤の強化を図っていく必要がある。</p> <p><目標と広域的特定活動・拠点施設との関係></p> <p>古都鎌倉は、年間を通じ、三浦半島内外、首都圏や海外からも多くの観光客が訪れる歴史的文化遺産の集積する場所であり、周辺の交通アクセス機能の強化等を図り、交流が活発な都市づくりをめざす。</p>			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<p><現況></p> <p>武家政権発祥の地である鎌倉には、武家の歴史や文化を示す多くの歴史的遺産が文化的資産として展示されており、県内外はもとより、海外からも多くの観光客が訪れている。</p> <p><将来></p> <p>世界遺産の登録の実現に向けて取り組みが始まったところであり、鎌倉の豊かな歴史的文化遺産を、世界的に価値のある人類共通の遺産として、後世に守り伝える。</p>			
広域的特定活動との関係			
<p><拠点施設整備の蓋然性></p> <p><拠点施設に設定した理由></p> <p>多くの歴史的文化遺産が存在し、三浦半島内外、首都圏や海外からも多くの観光客が訪れる観光地であり、交流が活発な都市づくりを実現するための重要な拠点となる。</p>			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	YRP(横須賀リサーチパーク)	所在地	神奈川県横須賀市光の丘
設置主体	公共・民間	管理・運営主体	公共・民間
設置(予定)年月	平成9年10月	拠点施設の区分	研究開発施設(法第二条第2項第五号)
広域的特定活動の区分	国際的又は全国的な規模の共同研究開発など(法第二条第1項第一号二)	拠点施設の整備の有無	<input checked="" type="radio"/> 有・無
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<p>＜概要及び整備計画＞</p> <p>YRP(横須賀リサーチパーク)は、情報通信技術に関する研究開発施設を集積し、産学官連携による研究、国際共同研究、人材育成等を効率よく行う世界的研究開発拠点を目指しており、県、市などでは、YRPを地域産業プロジェクトの1つに指定し、融資制度や助成制度等の情報を提供するなどの取組みを実施し、さらなる拠点の充実を推進するため企業誘致促進等を図っている。</p> <p>＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞</p> <p>国際的な研究開発拠点であるYRPへの交通便利性向上のため、アクセス道路の整備を図る。また、既存のアクセス道路において、交通量の増大による沿道環境悪化が懸念されるため、修繕事業を実施し、円滑なアクセス交通の確保を図るものである。</p> <p>＜目標と広域的特定活動・拠点施設との関係＞</p> <p>YRPは、情報通信技術に関する研究開発施設を集積する世界的研究開発拠点を目指しており、三浦半島内外や海外からの研究者等の訪れる場所であり、周辺交通アクセス機能の強化等を図り、交流が活発な都市づくりをめざす。</p>			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<p>＜現況＞</p> <p>YRPは、三浦半島中央部に情報通信技術に特化した研究開発施設として、平成9年10月に誕生し、公的な研究機関や国内外の民間研究機関が多数立地しており、現在、更なる拠点の充実へ向けて、研究所用地等を分譲している。</p> <p>＜将来＞</p> <p>YRPでは、移動通信技術を中心とした情報通信技術に関する研究開発施設を集積し、産学官連携による研究、国際共同研究、人材育成等を効率よく行う世界的研究開発拠点を目指す。</p>			
広域的特定活動との関係			
<p>＜拠点施設整備の蓋然性＞</p> <p>YRPは、三浦半島中央部に位置しており、東京へのアクセスが容易であるとともに羽田空港の国際化を控え国内のみではなく海外へのアクセスの便利な地域として期待の高い地域である。また、情報通信技術に関する研究開発拠点として、公的な研究機関や国内外の民間研究機関が多数立地しており、様々な研究開発・研究交流などの活動が活発に行われている。</p> <p>＜拠点施設に設定した理由＞</p> <p>YRPは、情報通信技術に関する研究開発拠点として、公的な研究機関や国内外の民間研究機関が多数立地しており、また、その立地条件は、東京へのアクセスが容易であるとともに羽田空港の国際化を控え国内のみではなく海外へのアクセスの便利な地域として期待が高い。</p>			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	湘南国際村	所在地	神奈川県三浦郡葉山町上山口・横須賀市湘南国際村
設置主体	神奈川県	管理・運営主体	民間
設置(予定)年月	平成6年5月	拠点施設の区分	会議場施設及び研修施設(法第二条第2項第一号)
広域的特定活動の区分	国際的又は全国的な規模の会議、研修会 (法第二条第1項第一号イ)	拠点施設の整備の有無	有 ・ 無
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<p>＜概要及び整備計画＞</p> <p>湘南国際村は、三浦半島の中央部の自然豊かな丘陵地に位置し、学術研究、人材育成、技術交流、文化交流の諸機能を集積した国際交流拠点として、研究・研修や多様な交流活動を展開し、国際社会に貢献するとともに、地域社会の発展に寄与しており、更なる拠点の充実を推進するため企業誘致促進等を図る。</p> <p>＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞</p> <p>研究・研修施設を中心として、年間30万人以上の来村者がある湘南国際村の機能の拡充を図るため、交通利便性の向上が必須であり、基幹事業である周辺アクセス道路整備を実施する。</p> <p>＜目標と広域的特定活動・拠点施設との関係＞</p> <p>湘南国際村は、学術研究・人材育成などの諸機能を集積し、多様な交流活動を展開することにより、国際社会に貢献するとともに、地域社会の発展に寄与する多目的な国際交流拠点であり、周辺交通アクセスの強化等を図ることにより活発な交流が展開される都市づくりをめざす。</p>			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<p>＜現況＞</p> <p>湘南国際村は、平成6年5月に開村し、総合研究大学院大学や(財)地球環境戦略研究機関などの公的な研究機関やいわゆる民活法の国際交流施設である湘南国際村センターを始めとした、多くの研修施設が立地しており、様々な機関・団体・企業による研究・研修や国際会議などが活発に行われている。</p> <p>＜将来＞</p> <p>平成18年10月に策定した「湘南国際村改訂基本計画」に基づき、緑陰滞在型の国際交流拠点として学術研究、人材育成、技術交流、文化交流がより拡充され、国際社会への貢献や地域社会の発展に寄与することをめざす。</p>			
広域的特定活動との関係			
<p>＜拠点施設整備の蓋然性＞</p> <p>湘南国際村は、三浦半島の中央部に位置しており、東京・成田へのアクセスが容易であるとともに、羽田空港の国際化を控え、国内のみならず国外へのアクセスに便利な地区として期待の高い地域であり、多数の機関・団体・企業による研究・研修や国際会議などが活発に行われており、「湘南国際村改訂基本計画」に基づき、緑陰滞在型の国際交流拠点として、拠点施設の整備が行われていく。</p> <p>＜拠点施設に設定した理由＞</p> <p>湘南国際村は、平成6年5月に開村して以来、学術研究、人材育成、技術交流、文化交流が活発に展開され、年間30数万人の来村者がある、一大、国際交流拠点であり、基幹事業により周辺アクセス道路を整備することで、より一層、国際交流拠点としての機能の向上が図られることが期待できる地区である。</p>			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	三崎漁港周辺地区	所在地	神奈川県三浦市三崎 ほか
設置主体	公共・民間	管理・運営主体	公共・民間
設置(予定)年月		拠点施設の区分	観光施設・流通業務施設(法第二条第2項第二号・第六号)
広域的特定活動の区分	観光活性化及び物資の流通に係る業務活動 (法第二条第1項第一号ロ・ホ)	拠点施設の整備の有無	有 ・ 無
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<p>＜概要及び整備計画＞</p> <p>三崎漁港周辺地区は、三崎漁港や城ヶ島などが位置し、多くの漁港利用者や観光客の訪れる観光と水産物流通の拠点となっている。更なる拠点の充実を推進するため観光客誘致の取組みや水産物流通基地としての整備などを行う。</p> <p>＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞</p> <p>三崎漁港周辺地区における観光や水産物流通の活性化を図るため、周辺アクセス道路整備等の基幹事業を実施し、三崎漁港周辺地区へのアクセス利便性の向上を図るとともに、既存のアクセス道路の交通量の増大による沿道環境悪化が懸念されるため、修繕事業を実施し円滑なアクセス交通の確保を図るものである。</p> <p>＜目標と広域的特定活動・拠点施設との関係＞</p> <p>三崎漁港周辺地区には、三崎漁港や城ヶ島などが位置し、多くの漁港利用者や観光客の訪れる観光と水産物流通の拠点となっており、周辺の交通アクセス機能の強化等を図り、交流が活発な都市づくりをめざす。</p>			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<p>＜現況＞</p> <p>平成13年7月に水産と観光・商業の機能を併せ持つ集客施設「三崎フィッシャリーナ・ウオーフ」が開業し、三崎地域の活性化に向けた取組みを進めている。また、三崎漁港では、漁業・水産加工業・水産物流通の活性化を図るため、大型冷凍運搬船の入港・停泊の可能な大水深岸壁の整備や生産・流通・加工拠点の整備などを進めている。</p> <p>＜将来＞</p> <p>三崎漁港周辺地区の活性化を図るため、観光客誘致に向けた取組みや水産物流通拠点としての施設整備を行い、三崎漁港周辺地区の活性化を目指す。</p>			
広域的特定活動との関係			
<p>＜拠点施設整備の蓋然性＞</p> <p>三崎漁港周辺地区では、平成13年7月に水産と観光・商業の機能を併せ持つ集客施設「三崎フィッシャリーナ・ウオーフ」が開業し、三崎地域の活性化に向けた取組みが進められており、また、三崎漁港では、漁業・水産加工業・水産物流通の活性化を図るため、大型冷凍運搬船の入港・停泊の可能な大水深岸壁の整備や生産・流通・加工拠点の整備などを進めるなど、拠点施設整備の取組みが着実に進んでいる。</p> <p>＜拠点施設に設定した理由＞</p> <p>三崎漁港周辺地区は、東京や横浜等の大消費地に近く三崎漁港や城ヶ島などの観光拠点が位置し、多くの漁港利用者や観光客の訪れる観光と水産物流通の拠点となっており、交流が活発な都市づくりを実現するための重要な拠点となる</p>			
重点地区(設定する場合に記述)			

広域的地域活性化基盤整備計画の整備方針と基本的な方針等との整合性

計画の整備方針		方針に合致する主要な事業	
拠点施設へのアクセス利便性を高め、交流が活発な都市づくりをめざす。		都市計画道路久里浜田浦線 都市計画道路安浦下浦線 県道311号(鎌倉葉山)	
交流が活発な都市づくりに資するため、拠点施設へのアクセス道路における騒音の影響を軽減し、沿道環境の改善を図る。		一般国道134号	
基本的な方針等との整合性(※1)			
区分	整合性等の有無	左記の理由等	
① 広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針との適合の有無	有 ・ 無	本計画は、国際的な会議が行われる会議場施設や観光施設等に、広域からの来訪者を増加させることにより、地域活性化を図るものである。	
② 国土形成計画、社会資本整備重点計画、環境基本計画との調和の有無	有 ・ 無	観光交流等に資する道路整備が推進されるなど、社会資本整備重点計画等との調和が図られている。	
③ 北海道総合開発計画、沖縄振興計画との調和の有無 (北海道及び沖縄のみ回答)	有 ・ 無		
④ その他の計画等との整合性の有無	有 ・ 無	県の総合計画、都市マスタープランにおいて位置づけがある。	
⑤ 関係市町村への意見聴取の有無(※2)	有 ・ 無	文書による意見聴取(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)	
⑥ 他の都道府県への意見聴取の有無(※2) (他の都道府県との境界にかかる計画の場合に回答)	有 ・ 無		
広域地方計画協議会での取扱い(※3)	有 ・ 無		
その他			

※1 ①から⑥については、整合性等の有無を判断した資料を添付すること。

※2 意見聴取「有」の場合は、「左記の理由等」欄に、意見聴取の方法及び関係市町村名又は他の都道府県名を記載すること。「無」の場合は、その理由を記載すること。

※3 広域地方計画協議会で本計画が検討された場合は「有」とし、その内容を記載すること。

